



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 味岡 桂三
コード番号 7173 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画部長 水藤 有仁
(TEL. 03-5341-4301)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 3 回定時株主総会に、定款の内容の一部を変更する旨の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業目的の変更に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

第 190 回国会に提出され平成 28 年 5 月 25 日に成立した「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」においては、銀行持株会社が、認可を受けて、システム管理業務、資産運用業務等の共通・重複業務を行うことができること（同法律による改正後の銀行法第 52 条の 21 の 2）とされております。このような銀行法改正の動向等を踏まえ、今後の銀行持株会社の業務範囲等の見直しに適切に対応すべく、現行定款第 2 条（目的）の一部を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 正 後
<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>2. その他前号の業務に付帯関連する一切の業務</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理<u>およびこれに付帯関連する一切の業務</u></p> <p><u>2. その他銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</u></p>

(3) 定款変更の日程

平成 29 年 6 月 29 日 (木) (予定)

定款一部変更のための定時株主総会

平成 29 年 6 月 29 日 (木) (予定)

定款一部変更の効力発生日

2. 商号の変更に係る定款変更

(1) 定款変更の目的

当社の子会社である株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京は、関係当局の許認可の取得等を前提とした、平成30年5月1日付での3行合併、および、合併に伴う商号変更を予定しております。グループ内における商号の統一性を確保することを目的とし、現行定款第1条（商号）の一部を変更するものであります。

なお、当該定款変更は、株式会社東京都民銀行と株式会社八千代銀行および株式会社新銀行東京の合併が成立した日（平成30年5月1日）にその効力を生ずるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 正 後
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、株式会社東京TYフィナンシャルグループと称し、英文では Tokyo TY Financial Group, Inc. と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ</u> と称し、英文では <u>Tokyo Kiraboshi Financial Group, Inc.</u> と表示する。

(3) 定款変更の日程

平成29年6月29日（木）（予定）	定款一部変更のための定時株主総会
平成30年5月1日（火）（予定）	定款一部変更の効力発生日

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部		
東京都民銀行	経営企画部広報室	TEL 03-3505-2155
八千代銀行	経営企画部IR課	TEL 03-3352-2295
新銀行東京	経営企画部	TEL 03-6302-3598